

学校体育施設利用上の注意事項 2023.5.8 改訂

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行したことにより、学校体育施設利用上の注意事項を次のとおりとします。

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう利用団体の皆様におかれましては御協力をお願いいたします。

○基本的な感染症対策について

- ・手洗い、咳工チケット、換気及び健康観察などの基本的な感染症対策を行ってください。

○利用者の健康観察について

- ・発熱・下痢・嘔吐・発疹等明らかな体調不良がある場合は無理に活動に参加せず、自宅で療養してください。

○マスクの取り扱いについて

- ・屋内外を問わず、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用を求めません。

運動時は、特に夏期は熱中症の危険性があることから、マスクを外すよう呼びかけをお願いいたします。

○活動場所の清掃・消毒について

- ・原則、活動後の清掃活動とは別に日常的な消毒作業は必要ありませんが、利用者の感染が判明した場合は、感染拡大防止対策として、活動中によく触れる場所や共有物品の消毒を行ってください。

○新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- ・スポーツ課への発症したことの報告は必要ありません。
- ・発症した方は、発症した翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで（無症状で感染が判明した場合は検査日の翌日から5日経過するまで）学校体育施設の利用はできません。
- ・発症から10日を経過するまではウイルスを排出している可能性があるので、マスクを着用して感染を広めないよう配慮をお願いいたします。

○感染流行時における感染症対策について

- ・「大声での会話を控える」「近距離で向かい合っての発声を控える」「3密（密閉・密集・密接）を回避する」など状況に応じて対策を行ってください。
- ・練習試合や合同練習の実施に当たっては、感染拡大の防止に留意してください。

○その他注意事項について

「学校開放利用上のルール」「特に守りいただきたいこと」は引き続き、遵守してください。なお、「学校体育施設開放事業 活動チェックリスト」は廃止します。

平塚市教育委員会 社会教育部スポーツ課

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号 本庁舎7階703窓口

TEL 0463-31-3060

FAX 0463-34-5522